

平成 20 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名	株式会社ジョイント・コーポレーション
代表者名	代表取締役社長執行役員 東海林 義信 (コード番号 8874 東証第1部)
問合せ先	取締役執行役員 織部 壽 グループ広報・IR 部担当 (TEL: 03-5759-8874)

第三者割当による新株式（普通株式及びA種優先株式）の発行、 定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 8 日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）及びオリックスの 100%子会社であるオリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社を組合員とする OPI2008 投資事業組合（以下「OPI2008」といいます。）との間で第三者割当による普通株式（以下「本普通株式」といいます。）及び A 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。本普通株式とあわせて「本株式」といいます。）の発行（以下「本新株発行」といいます。）に関する株式引受契約（以下「本株式引受契約」といいます。）を締結し、OPI2008 を割当先として本新株発行を別添 1 のとおり実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

尚、OPI2008 に対するオリックスとオリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社の出資比率は、それぞれ 99.96%、0.04%となる予定です。

また、当社は、本取締役会において、平成 20 年 11 月 14 日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、本優先株式の発行と取締役の任期変更のために必要となる「定款の一部変更の件」、及び本優先株式発行に係る「第三者割当による募集株式の発行の件」を付議すること、並びに本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるため平成 20 年 9 月 30 日を基準日と定めることを決議いたしました。

なお、本株式引受契約において、本普通株式の発行については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること等の前提条件が、本優先株式の発行については本臨時株主総会において上記各議案の承認が得られること等の前提条件がそれぞれ定められております。

当社は、本株式引受契約に従い、本臨時株主総会において上記各議案に加えて OPI2008 が指名する 2 名の者を新たに取締役に選任する旨の議案等を付議し、そのうち 1 名を代表取締役に選任する予定です。

また、当社は、本株式引受契約に本取締役会において、OPI2008 による本株式の引受等について、平成 20 年 6 月 21 日開催の第 22 回当社定時株主総会において承認されました「当社に対する買収提案への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の 2.(2)(a)に従い、同方針の適用から予め除外することを承認しております。なお、当社は、本株式引受契約に従い、本普通株式の払込期日までに取締役会において本プランの廃止を決議する予定です。当社が代表取締役の異動及び本プランの廃止について決定をした場合は、それぞれ直ちに開示いたします。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本普通株式が発行された場合、OPI2008 は当社のその他の関係会社（当社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。以下同じ。）に、オリックスは当社のその他の関係会社に、それぞれ該当することとなる予定です。

記

．第三者割当による新株式（普通株式及びA種優先株式）の発行

1．第三者割当により発行される株式の募集の目的及び理由

当社グループは、不動産流動化事業、不動産分譲事業、及び不動産関連事業を柱として、事業を拡大し成長してまいりました。もともとの中核事業であったマンション分譲事業で培った開発力を活かし、不動産投資家向けの収益物件の開発を行う不動産流動化事業を業界でいち早くスタートさせたことにより、当社グループは大きな発展を遂げました。開発物件は、分譲マンション中心から賃貸マンション、商業施設、オフィスビル等へと範囲を広げ、開発エリアも首都圏から全国へと拡大してまいりました。このような事業拡大の中、当社は開発物件の資産価値の最大化を図るとともに、当社グループの総合力を結集したサービス提供に力を注いでおります。

しかしながら、当社グループの事業分野である不動産業界におきましては、地価・建築費の高騰、改正建築基準法の施行などにより市場が沈静化しております。更に、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する資金停滞、金融機関の不動産融資姿勢の厳格化等が影響し、業界を取り巻く環境は大きく変化するとともに、不動産市況全体に、先行きに対する不透明感が台頭してきております。

こうした中、当社は、昨今の想定以上の不動産市況の急速な悪化に起因した当社資産の追加評価損の発生リスクに対する市場の不安を完全に払拭するために保有資産の再評価を行った結果、必要十分な棚卸資産の評価減並びに金融子会社の営業貸付金の貸倒引当の追加計上をする見込みとなりました。その結果、誠に遺憾ながら平成 21 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間・通期における利益水準を当初業績予想から大きく下回る水準へと修正いたしました。当社業績予想修正の詳細に関しましては、本日付け当社公表の「平成 21 年 3 月期業績予想及び配当予想の修正並びに役員報酬減額に関するお知らせ」をご参照ください。

当社としては、不動産市場は今後しばらく厳しい状況が続くと考えており、このような状況を打破するためには、さらに自己資本を充実させることにより、一層強固な財務体質及び安定した経営基盤を構築し、機動的な資金調達による新規物件開発を可能とする体制整備が不可欠であると考え、信用力のある事業パートナーとの事業展開を検討してまいりました。

一方、本株式の割当先である OPI2008 の組合員であるオリックスは、日本におけるリース業界のパイオニアとして 1964 年に事業を開始して以来、常に新しいビジネスを追求し、革新的な金融商品・サービスを法人ならびに個人顧客に対して提供してきました。

また、オリックスは、不動産業界におきましても、不動産ノンリコースローンを中心とする不動産関連ファイナンス事業、マンション分譲事業、オフィスビル・物流施設などの開発賃貸事業、ホテル・ゴルフ・研修所等の運営事業、高齢者向け住宅の開発・運営事業など幅広い事業を展開してきました。

当社は、このように幅広い金融事業・不動産事業のノウハウを有するオリックスを組合員とする OPI2008 を引受先とした第三者割当増資を行うことによって、資金調達のための信用力補完、

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

強固な財務基盤の構築が可能となり、またオリックスより代表取締役及び取締役を各1名ずつ迎え入れ、オリックスをスポンサーとした事業展開を行うことによって、厳しい環境下においても事業基盤を拡大し高い競争力が維持でき、当社の将来的な企業価値の向上に資することができるものと考えております。

なお、当社は、本新株発行にあたり、オリックスは当社への資本参加をプリンシパルインベストメントの一環としての純投資と位置づけており、本新株発行により当社の子会社化は企図しておらず、引受先である OPI2008 から普通株式と優先株式を用いた出資の提案を受けたこと等に鑑み、当社財務状況、事業環境等を勘案して、本新株発行により発行する株式の全てを普通株式とするのではなく、普通株式と A 種優先株式の 2 種類の株式を発行することによる第三者割当増資を行うことといたしました。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

本普通株式

発行総額	3,999 百万円
発行諸費用概算額	18 百万円
差引手取概算額	3,981 百万円

本優先株式

発行総額	6,000 百万円
発行諸費用概算額	22 百万円
差引手取概算額	5,978 百万円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本普通株式

上記差引手取概算額 3,981 百万円については、運転資金(不動産流動化事業、不動産分譲事業のための販売用マンション、収益用不動産としての販売を目的とした商業施設、及びオフィスビル等の開発建築費、販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金)に充当する予定です。

なお、本普通株式の発行総額は払込期日である平成 20 年 9 月 26 日に当社銀行口座に払込まれ、それ以降その全額をいつでも上記資金使途に充当することが可能な状態となります。また、当社は、本普通株式の差引手取概算額を上記資金使途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し、一時的に他の資金使途に充当することはありません。

本優先株式

上記差引手取概算額 5,978 百万円については、運転資金(不動産流動化事業、不動産分譲事業のための販売用マンション、収益用不動産としての販売を目的とした商業施設、及びオフィスビル等の開発建築費、販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金)に充当する予定です。

なお、本優先株式の発行総額は払込期日である平成 20 年 11 月 17 日に当社銀行口座に払込まれ、それ以降その全額をいつでも上記資金使途に充当することが可能な状態となります。また、当社は、本優先株式の差引手取概算額を上記資金使途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し、一時的に他の資金使途に充当することはありません。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本普通株式

平成 20 年 9 月以降

本優先株式

平成 20 年 11 月以降

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

前述のとおり、金融機関の不動産関連融資に対する姿勢が厳しくなっていることから、新規物件をより迅速に獲得し開発するための資金調達手段として、今回の第三者割当増資による新株式の発行により調達する資金の使途には十分な合理性があると判断いたします。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

(単位: 百万円)

決 算 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期	平成 20 年 3 期
売 上 高	136,720	168,526	187,785
営 業 利 益	16,072	24,043	27,555
経 常 利 益	13,009	20,641	23,060
当 期 純 利 益	11,928	12,934	9,112
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	294.86	295.70	210.60
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	25.00	27.50	30.00
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,408.92	1,687.41	1,813.39

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 20 年 8 月末日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	43,879,000 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,824,212 株	4.16%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-	-%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-	-%

本新株発行により、2012 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額は調整され、潜在株式数は増加する予定です。詳細は本日付当社公表の「転換価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期	平成 20 年 3 期
始 値	2,640 円	3,850 円	4,470 円
高 値	8,770 円 4,590 円	5,100 円	4,580 円
安 値	2,535 円	2,460 円	603 円

ご注意: この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	2,805 円		
終 値	3,760 円	4,480 円	643 円

注) 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	1,350 円	680 円	829 円	819 円	523 円	330 円
高 値	1,350 円	836 円	1,086 円	838 円	591 円	363 円
安 値	603 円	568 円	756 円	503 円	350 円	185 円
終 値	643 円	782 円	810 円	532 円	350 円	194 円

発行決議日の前日における株価

	平成 20 年 9 月 5 日現在
始 値	121 円
高 値	155 円
安 値	116 円
終 値	141 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（本普通株式）

払 込 期 日	平成 20 年 9 月 26 日（予定）
調達資金の額	3,981,986,700 円（発行価額：141 円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	43,879,000 株（平成 20 年 8 月末日現在）
当該増資による 発行株式数	28,368,700 株
募集後における 発行済株式総数	72,247,700 株
割 当 先	OP12008 投資事業組合

・第三者割当増資（本優先株式）

払 込 期 日	平成 20 年 11 月 17 日（予定）
調達資金の額	5,978,000,000 円（発行価額：5,000 円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	-
当該増資による 発行株式数	A 種優先株式 1,200,000 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 72,247,700 株 A 種優先株式 1,200,000 株
取得請求権行使 後の普通株式数	当初取得価額による場合 普通株式 114,800,891 株 下限取得価額による場合 普通株式 125,439,189 株
割 当 先	OP12008 投資事業組合

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本優先株式会社には取得請求権及び取得条項が付されており、取得請求権に係る当初取得価額は141円です。当初取得価額により取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は42,553,191株（当初取得価額により取得請求権が行使された後の発行済普通株式の37.07%、本新株発行後の発行済普通株式の58.90%）です。取得価額は、平成21年4月1日以降平成30年4月1日までの毎年4月1日に、当初取得価額の100%を上限取得価額、当初取得価額の80%を下限取得価額として、時価に修正されます。下限取得価額により取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は53,191,489株（下限取得価額により取得請求権が行使された後の発行済普通株式の42.40%、本新株発行後の発行済普通株式の73.62%）です。詳細は、別添1をご覧ください。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払込期日	平成17年10月25日
調達資金の額	13,645,500,000円（発行価額：5,458.20円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	18,956,200株
当該増資による発行株式数	2,500,000株
当初の資金使途	運転資金（販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等）
支出予定時期	平成17年10月～平成18年3月
現時点における充当状況	運転資金（販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等）へ充当。

・第三者割当増資

払込期日	平成17年11月4日
調達資金の額	2,456,190,000円（発行価額：5,458.20円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	21,456,200株
当該増資による発行株式数	450,000株
割当先	みずほ証券株式会社
当初の資金使途	運転資金（販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等）
支出予定時期	平成17年11月～平成18年3月
現時点における充当状況	運転資金（販売用不動産購入資金及び販売用不動産出資金等）へ充当。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・2012年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	平成19年1月29日
調達資金の額	10,935,000,000円(差引手取概算額)
募集時点における発行済株式数	43,812,400株
当該募集に係る潜在株式数	当初の転換価額(6,030円)における潜在株式数:1,824,212株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):0株
当初の資金使途	販売用不動産購入資金
支出予定時期	平成19年1月~平成19年3月
現時点における充当状況	販売用不動産購入資金へ充当。

本新株発行により、2012年満期円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額は調整され、潜在株式数は増加する予定です。詳細は本日付当社公表の「転換価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 大株主及び持株比率

募集前(平成20年3月31日現在)		募集後	
(株)ジョイントリビングサービス	25.05%	OPI2008投資事業組合	39.27%
東海林 義信	9.75%	(株)ジョイントリビングサービス	15.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	5.68%	東海林 義信	5.92%
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券(株))	5.04%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	3.45%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4.73%	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券(株))	3.06%
(株)ジョイントコーポレーション	2.28%	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2.87%
バンクオブニューヨークジーシー エムクライアントアカウントジエイ ピーアールデイアイエスジーエ フイーエイシー(常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	2.03%	(株)ジョイントコーポレーション	1.39%

ご注意: この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ドイチェ バンク アーゲー ロ ンドン 610 (常任代理人 ドイツ証 券 (株))	1.42%	バンクオブニューヨークジーシー エムクライアントアカウントジエ イピーアールデイアイエスジーエ フイーエイシー (常任代理人 (株) 三菱東京 UFJ 銀行)	1.23%
チェースマンハッタンバンクジー ティーエスクライアントアカウン トエスクロウ (常任代理人 (株) みずほコーポレート銀行)	1.24%	ドイチェ バンク アーゲー ロ ンドン 610 (常任代理人 ドイツ証 券 (株))	0.86%
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 (株) みずほコーポレート銀行)	1.23%	チェースマンハッタンバンクジー ティーエスクライアントアカウン トエスクロウ (常任代理人 (株) みずほコーポレート銀行)	0.75%

募集後の大株主及び持株比率については、OPI2008 を除いて、募集前 (平成 20 年 3 月 31 日現在) の持株数に基づき算出しております。

OPI2008 は、本普通株式のほか、本優先株式 (1,200,000 株) を引き受ける予定です。本優先株式には取得請求権及び取得条項が付されており、取得請求権に係る当初取得価額は 141 円です。当初取得価額により取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は 42,553,191 株 (当初取得価額により取得請求権が行使された後の発行済普通株式の 37.07%、本新株発行後の発行済普通株式の 58.90%) です。取得価額は、平成 21 年 4 月 1 日以降平成 30 年 4 月 1 日までの毎年 4 月 1 日に、当初取得価額の 100% を上限取得価額、当初取得価額の 80% を下限取得価額として、時価に修正されます。下限取得価額により取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は 53,191,489 株 (下限取得価額により取得請求権が行使された後の発行済普通株式の 42.40%、本新株発行後の発行済普通株式の 73.62%) です。詳細は、別添 1 をご覧ください。

5. 業績への影響の見通し

本新株発行により、財務基盤を強固なものとし、安定した経営基盤を構築することができま
す。更に先述のとおり、オリックスをスポンサーとして事業展開を進め業績拡大を図ることを
計画しております。一例としては、オリックスの子会社であるオリックス不動産株式会社との
協業による不動産共同投資事業の展開等を検討しておりますが、具体的な内容につきましては
は、今後両社において協議検討してまいります。

なお、棚卸資産の評価損及び金融子会社の営業貸付金の貸倒引当の追加計上による当社業績予
想修正については、本日付け当社発表の「平成 21 年 3 月期業績予想及び配当予想の修正並び
に役員報酬減額に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

今回の第三者割当における本普通株式の発行価額は、1 株につき 141 円です。

本普通株式の発行価額は、本取締役会決議の日の前営業日である平成 20 年 9 月 5 日の株式会
社東京証券取引所における当社普通株式の終値 141 円を参考として、同額である 141 円といた
しました。

また、今回の第三者割当における本優先株式の発行価額は 1 株につき 5,000 円です。当社
は、引受先である OPI2008 から普通株式と優先株式を用いた出資の提案を受け、慎重に協議及

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資
勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

び検討を重ねた結果、取得請求権に係る当初取得価額を本取締役会決議の日の前営業日の終値と同額（141円）とし取得価額の修正を年1回とするなど株式の希薄化に一定の配慮がなされていることや、当社財務状況、事業環境等を勘案して、本優先株式の条件が妥当であると判断し、本取締役会にてこれを決定いたしました。しかしながら、本優先株式の公正な価値については、当社普通株式を対価とした取得請求権及び累積配当条項が設定されているなど、その計算は非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、特に有利な払込金額による募集とされる可能性も存すると考え、本優先株式の発行は本臨時株主総会の特別決議にて承認を受けることを条件とすることといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資により発行される本普通株式の数は28,368,700株であり、本新株発行前の発行済普通株式数の64.65%（本新株発行後の発行済普通株式数の39.27%）です。また、OPI2008に対して発行される本優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付されており、取得請求権の行使によってOPI2008は本普通株式とあわせて最大で81,560,189株（本新株発行前の発行済普通株式数の185.88%）の普通株式を取得する可能性があります。

本新株発行により株式の希薄化は生じますが、上述のとおり、本新株発行の結果、当社の財務内容が強化され、また、不動産の開発・分譲から不動産関連ファイナンスに至る多様な不動産事業を展開するオリックスをスポンサーとして事業展開を行うことは、当社の企業価値の向上に資するものであると考えておりますので、今回の第三者割当増資は当社の既存株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

7. 割当先の選定理由

（1）割当先の概要

（平成20年8月現在）

名 称	OPI2008 投資事業組合	
設 立 根 拠 等	民法に定める組合契約に基づく組合	
所 在 地	東京都港区浜松町二丁目4番1号	
業 務 執 行 組 合 員 (General Partner)	オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社	
組 合 員	オリックス株式会社 オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社	
出 資 の 総 額	50,000 百万円	
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 (役員・役員関係者・大株主含む) と割当先の間 の 出 資 の 状 況	該当事項はありません。
	上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 の 関 係	該当事項はありません。

（注） オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社はオリックスの100%子会社です。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、幅広い不動産事業を展開し業界における有力なプレイヤーであるオリックスを組合員とする OPI2008 を割当先とする第三者割当増資を行うことにより、当社の財務内容が強化され、また、不動産の開発・分譲から不動産関連ファイナンスに至る多様な不動産事業を展開するオリックスをスポンサーとして事業展開を行うことは、当社の将来的な企業価値の向上に資するものであると考え、本取締役会において OPI2008 を割当先とする本新株発行を決議いたしました。なお、下記のとおり、本普通株式の発行により、当社は OPI2008 の組合員であるオリックスの持分法適用会社となる予定です。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取決めはございません。

なお、割当先からは、東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第 429 条第 1 項に従い、本普通株式発行日から 2 年以内に本普通株式の譲渡を行った場合、並びに本優先株式発行日から 2 年以内に本優先株式を譲渡する場合、及び本優先株式の取得請求権を行使し普通株式を取得し、当該普通株式を譲渡する場合にその内容を当社に報告する旨の確約を得ております。

8. 本新株発行の日程

平成 20 年 9 月 8 日(月)	本新株発行に関する取締役会決議 本普通株式に関する有価証券届出書提出 本優先株式に関する臨時報告書提出
平成 20 年 9 月 26 日(金)	本普通株式に係る申込期日・払込期日(予定)
平成 20 年 9 月 30 日(火)	本臨時株主総会に係る基準日(予定)
平成 20 年 11 月 14 日(金)	本臨時株主総会(予定)
平成 20 年 11 月 17 日(月)	本優先株式に係る申込期日・払込期日(予定)

定款の一部変更

1. 定款変更の目的

当社は、下記を目的として、本臨時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議するものであります。

- (1) 本普通株式及び本優先株式を第三者割当増資の方法により発行するため、本優先株式に関する規定の新設、その他所要の変更を行う。
- (2) 経営環境の変化に対し迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更する。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別添 2 のとおりです。

3. 定款変更の日程

平成 20 年 9 月 8 日(月)	取締役会決議
平成 20 年 9 月 30 日(火)	本臨時株主総会に係る基準日(予定)
平成 20 年 11 月 14 日(金)	本臨時株主総会(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・臨時株主総会開催のための基準日の設定

当社は、本臨時株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成 20 年 9 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 公告日 | 平成 20 年 9 月 12 日 (予定) |
| (2) 基準日 | 平成 20 年 9 月 30 日 (予定) |
| (3) 公告掲載方法 | 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします)
ホームページアドレス http://www.jointcorporation.co.jp |

・「当社に対する買収提案への対応方針(買収防衛策)」に関する取扱い

当社は、平成 20 年 5 月 14 日の取締役会において本プランを決定しており、平成 20 年 6 月 21 日開催の第 22 回定時株主総会において承認を頂いております。

今般、本新株発行により OPI2008 が本株式を取得すること、並びに OPI2008 (又はその組合員) が当社代表取締役である東海林義信及び東海林義信が代表取締役を勤める株式会社ジョイントリビングサービス (以下「ジョイントリビングサービス」といいます。) と共同保有者の関係となる合意を行うことが、本プランに定める「大規模買付行為等」に該当する可能性があります。一方、上述のとおり、本新株発行は、当社の強固な財務体質及び安定した経営基盤の構築、ひいては企業価値の向上に資するものであると考えております。

そこで、当社は、本取締役会において、OPI2008 による本株式の引受け、並びに OPI2008 (又はその組合員) が東海林義信及びジョイントリビングサービスと共同保有者の関係となる合意を行うことについて、本プラン 2.(2)(a) に従い、本プランの適用から予め除外することを承認することを決議いたしました。

なお、当社は、本株式引受契約に従い、本普通株式の払込期日までに取締役会において本プランの廃止を決議する予定です。当社が本プランの廃止について決定をした場合は、直ちに開示いたします。

OPI2008 は、東海林義信及びジョイントリビングサービスとの間で、東海林義信、OPI2008 が指名する者 2 名並びに東海林義信及びジョイントリビングサービスが指名する者 1 名等を当社の取締役に選任するため、当社の株主総会における議決権の行使その他の必要な行為をすること、その他株主間の取り決めに関して株主間契約を本日付で締結しており、OPI2008 (又はその組合員) が今回の第三者割当増資により当社株主となった時点で OPI2008 (又はその組合員) と東海林義信及びジョイントリビングサービスはそれぞれ金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項における共同保有者に該当することとなります。

・主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1 . 異動が生じる経緯

上述のとおり、当社は、本取締役会において、割当先を OPI2008 として、普通株式 28,368,700 株及び優先株式 1,200,000 株を発行することを決議しました。これにより、OPI2008 は当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる予定です。また、オリックスは、その他の関係会社に該当することとなる予定です。

2 . オリックスの概要

- (1) 名称又は氏名 オリックス株式会社

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- (2) 本店所在地 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内
- (3) 代表者 代表執行役 宮内義彦
- (4) 資本金 102,107百万円(平成20年3月31日現在)
- (5) 主な事業内容 法人金融サービス事業、メンテナンスサービス事業、不動産事業、投資銀行事業、リテール事業など金融分野を中心に多角的に事業を展開しています。
- (6) 当社との関係 該当事項はありません。
- (7) 決算期 3月
- (8) 上場取引所 東京証券取引所、大阪証券取引所、ニューヨーク証券取引所

3. OPI2008の概要

OPI2008の概要については、7.「(1) 割当先の概要」をご覧ください。

4. ジョイントリピングサービスの概要

- (1) 名称又は氏名 株式会社ジョイントリピングサービス
- (2) 本店所在地 東京都港区赤坂四丁目3番1号
- (3) 代表者 東海林 義信
- (4) 資本金 1,000百万円(平成20年3月31日現在)
- (5) 主な事業内容 各種事業への投資および有価証券の保有、売買、運用
- (6) 当社との関係 その他の関係会社
- (7) 決算期 3月
- (8) 上場取引所 なし

5. 異動前後におけるオリックス及びOPI2008の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数			議決権所有割合(%)		
		直接所有分	合算対象分	計	直接所有分	合算対象分	計
異動前	-	-	-	-	-	-	-
異動後	その他の関係会社	-	283,687個	283,687個	-	39.83%	39.83%

(注) 異動前は平成20年3月31日現在の株主名簿を基準に作成しております。

異動後は平成20年3月31日現在の株主名簿を基準に本普通株式の数を加えて作成しております。

異動後も東海林義信及びジョイントリピングサービスの保有株式数は加算しておりません。

6. 異動前後におけるジョイントリピングサービスの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数			議決権所有割合(%)		
		直接所有分	合算対象分	計	直接所有分	合算対象分	計
異動前	その他の関係会社	109,900個	0個	109,900個	25.64%	0%	25.64%

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

異動後	[-]	109,900 個	0 個	109,900 個	15.43%	0%	15.43%
-----	-------	-----------	-----	--------------	--------	----	--------

(注) 異動前は平成 20 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準に作成しております。

異動後は平成 20 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準に本普通株式の数を加えて作成しております。

異動後も OPI2008 (又はその組合員) の保有株式数は加算しておりません。

7. 異動予定日

平成 20 年 9 月 26 日

8. その他

当社代表取締役である東海林義信及びジョイントリビングサービス並びに OPI2008 は、東海林義信、OPI2008 が指名する者 2 名並びに東海林義信及びジョイントリビングサービスが指名する者 1 名等を当社の取締役を選任するため、当社の株主総会における議決権の行使その他の必要な行為をすること、その他株主間の取り決めに関して株主間契約を本日付で締結しており、OPI2008 (又はその組合員) が今回の第三者割当増資により当社株主となった時点で OPI2008 (又はその組合員) と東海林義信及びジョイントリビングサービスはそれぞれ金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項における共同保有者に該当することとなります。

9. 今後の見通し

今後の見通しに関しましては、 . 5 . 「業績への影響の見通し」をご覧ください。

9. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社の親会社等であったジョイントリビングサービスが、平成 20 年 9 月 26 日をもって親会社等に該当しないこととなる予定であるため、開示対象となる非上場の親会社等の変更があります。

. 融資枠の設定

当社は、上記のとおり、厳しい環境下においてオリックスをスポンサーとして事業基盤を拡大し、当社の将来的な企業価値の向上を目指します。このために、本取締役会において、オリックスとの間で下記の内容の融資枠設定契約を締結することを決議いたしました。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 貸付人 | オリックス |
| (2) 貸付極度額 | 200 億円 |
| (3) 契約終了日 | 平成 23 年 9 月 30 日以降の日で、個別貸付にかかる未払金が完済された日 |
| (4) 貸出期間 | 最長 6 ヶ月 |
| (5) 借入金の使途 | 流動化事業及びマンション分譲事業のプロジェクトにおける用地代又は完成物件仕入時の土地建物代支払いのためのつなぎ資金 |
| (6) 貸付けの条件 | 貸付人の承諾等 |

以 上

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

・普通株式発行要項

1	発行新株式数	普通株式 28,368,700 株
2	発行価額	1 株につき 141 円
3	発行価額の総額	3,999,986,700 円
4	資本組入額	1,999,993,350 円
5	募集又は割当方法	第三者割当
6	申込期日	平成 20 年 9 月 26 日 (金)
7	払込期日	平成 20 年 9 月 26 日 (金)
8	新株券交付日	未定
9	割当先	OPI2008 投資事業組合
10	その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行株式に関する必要な内容	該当なし

・A 種優先株式発行要項

- 株式の名称
株式会社ジョイント・コーポレーション A 種優先株式 (以下「A 種優先株式」という。)
- 募集株式の数
1,200,000 株
- 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき金 5,000 円
- 払込金額の総額
6,000,000,000 円
- 払込期日
平成 20 年 11 月 17 日
- 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 3,000,000,000 円 (1 株につき 2,500 円)
資本準備金 3,000,000,000 円 (1 株につき 2,500 円)
- 発行方法
第三者割当ての方法により、全ての A 種優先株式を O P I 2 0 0 8 投資事業組合に割り当てる。
- 剰余金の配当
当社は、定款第 3 1 条に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) 又は A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株当たり、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに本項 に定める率 (以下「A 種優先配当率」とい
ご注意: この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

う。)を乗じて算出した額(但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む。)以降当該事業年度の末日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して本項に従い配当金を支払ったときは、当該配当金の額を控除した額とする。

A種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。

記

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 2.00%

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日の翌日)(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。A種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、本項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

当社は、定款第31条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の配当金を支払う。

9 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(以下「A種優先残余財産分配額」という。)にA種累積未払配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

10 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1 1 取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込期日の6ヶ月後の応当日から当該払込期日の10年後の応当日までの間（以下「A種優先株式取得請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

当初取得価額

取得価額は、当初、141円とする。

取得価額の修正

当初取得価額は、平成21年4月1日以降平成30年4月1日までの毎年4月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、修正基準日における時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額（但し、下記に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。）を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額（但し、下記に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、時価算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される（請求により取得される場合を含む。以下同じ。）株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、又は会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+} \end{array} \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (iv) 本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）又は、(y)普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (v) 行使することにより、本(a)(vi)で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(v)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
 - (vi) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。
- (i) 会社分割、株式交換又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係るA種優先株式の株券が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

1.2 取得条項

当社は、A種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種優先株式取得請求期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下「一斉取得日」という。）が到来することをもって取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

1.3 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別添2)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、175,249,600株とする。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、175,249,600株とし、<u>当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</u> 普通株式 175,249,600株 A種優先株式 1,200,000株 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 <u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は100株とする。</u> 2 (同左)</p> <p>第2章の2 優先株式 (剰余金の配当) 第11条の2 <u>当社は、第31条に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに次項に定める率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む。)以降当該事業年度の末日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第5項に従い配当金</u></p>

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p>を支払ったときは、当該配当金の額を控除した額とする。</p> <p>2 <u>A種優先配当年率は、各事業年度について、下記算式により算定される年率とする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 2.00%</u></p> <p><u>「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日の翌日)(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフワード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、A種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフワード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフワード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。A種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>3 <u>ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、第1項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。</u></p> <p>4 <u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p>5 <u>当社は、第 31 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株当たり、各事業年度における A 種優先配当金の 2 分の 1 の額の配当金を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> 第 11 条の 3 <u>当社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（以下「A 種優先残余財産分配額」という。）に A 種累積未払配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。</u></p>
(新設)	<p>2 <u>A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者は、A 種優先株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> 第 11 条の 4 <u>A 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
(新設)	<p><u>(取得請求権)</u> 第 11 条の 5 <u>A 種優先株主は、A 種優先株式の払込期日の 6 ヶ月後の応当日から当該払込期日の 10 年後の応当日までの間（以下「A 種優先株式取得請求期間」という。）いつでも、当社に対して、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。</u></p>

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(取得条項)</p> <p><u>第 11 条の 6 当社は、A 種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を、A 種優先株式取得請求期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 2 3 4 条に従ってこれを取扱う。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第 3 章 株主総会 (新設)</p>	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p><u>第 11 条の 7 当社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>第 3 章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第 17 条の 2 第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条及び第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

以上

ご注意：この文書は、当社が第三者割当増資による新株発行等に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。